

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第4回）議事録

■日時 平成29年9月19日（火）午後3時29分～午後4時21分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

町田第一部会長、奥委員、小林委員、小堀委員、齋藤委員、堤委員、寺島委員、森川委員、義江委員

■議事内容

審議

「八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議

⇒ 騒音・振動、電波障害及び史跡・文化財について審議を行い、騒音・振動に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会(第4回)

速 記 録

平成29年9月19日(火)

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午後3時29分開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会委員11名のうち、9名の御出席をいただいております。

それでは、第一部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○町田部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴人入場)

○町田部会長 傍聴人の方、お集まり御苦労さまでございます。傍聴案件が終了いたしましたら退席されても結構でございます。どうぞ会の運営によりしく御協力方をお願いいたします。

それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように「八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議とその他となっております。

それでは、「八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、騒音・振動について事務局から説明をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、お手元の緑色の評価書案のほうを使って説明させていただきます。

111ページをお開きください。今回、騒音・振動について御説明をさせていただきます。

現況調査の調査事項でございますけれども、騒音・振動の状況、発生源の状況など、6項目でございます。

113ページをご覧ください。騒音・振動の既存資料調査地点でございます。地図上に黒い丸を打ってございますけれども、①～⑤が道路交通騒音の調査地点でございます。①～④が道路交通振動の調査地点でございます。

114ページをご覧ください。今度は騒音・振動等の現地調査地点でございます。地図上の黒い四角につきましては、環境騒音・振動調査地点（地点A）で計画地内でございます。黒い丸は、道路交通騒音・振動調査地点のa～gでございます。黒い棒線が、断面自動車交通量調査地点a～gでございます。

116ページをご覧ください。今度は調査結果でございます。

騒音の状況の既存資料調査の結果でございますけれども、表7.2-4に示すとおり、各調査地点における道路交通の騒音レベルは、昼間は66dB～70dB、夜間が62dB～68dBでございます。地点①、②の昼間、③の昼間につきましては、それと④と⑤につきましては、環境基準を達成してございます。地点②の夜間と③の夜間につきましては、環境基準を達成していない状況でございます。

今度は現地調査の結果でございます。現地調査による環境騒音と道路交通騒音の状況につきましては、117ページの表7.2-5(1)と118ページの表7.2-5(2)に示すとおりでございます。環境騒音レベルにつきましては、休日の昼間が59dB、夜間が54dBであり、平日の昼間が62dB、夜間が56dBでございます。道路交通の騒音レベルにつきましては、休日の昼間が59dB～66dB、夜間が56dB～62dBでございます。平日の昼間が63dB～67dB、夜間が59dB～64dBでございます。環境基準と比較すると、休日及び平日ともに全地点で昼間及び夜間において環境基準を下回っている状況でございます。

119ページは振動の状況でございます。既存資料調査の結果でございますけれども、既存資料による道路交通振動の状況につきましては、下の表7.2-6に示すとおり、各調査地点における道路交通の振動レベルは昼間が34dB～45dB、夜間が31dB～43dBであり、昼間、夜間ともに環境確保条例に基づく日常生活等に適用する規制基準を下回ってございます。

120ページをご覧ください。現地調査でございます。現地調査による環境振動及び道路交通振動の状況は、下の表7.2-7(1)と右ページの(2)に示すとおりでございます。環境振動レベルは、休日の昼間が31dB、夜間が27dBであり、平日の昼間が36dB、夜間が30dBでございます。道路交通振動レベルは、休日の昼間が30dB～37dB、夜間は26dB～31dBであり、平日の昼間が33～38dB、夜間が28～34dBでございます。環境確保条例に基づく日常生活等に適用する規制基準と比較すると、休日及び平日ともに全時点で昼間及び夜間において規制基準を下回ってございます。

128ページをお開きください。予測でございます。

予測事項は、以下に示す項目といたしております。まず、工事の施行中につきましては、

建設機械の稼働に伴う騒音・振動と、工事用車両の走行に伴う騒音・振動でございます。こちらの八重洲の再開発の地域につきましては、東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定します特定の地域のため、施行規則第54条に基づきまして、騒音・振動につきましては、工事の施行中のみとなっております。

予測の対象時点でございますが、建設機械の稼働に伴う騒音・振動につきましては、解体工事（地上部）と新築工事等において、それぞれ建設機械の騒音パワーレベル及び振動レベルの合成値が最大となると予想される工事着工後14カ月目、こちらは解体工事、それと23カ月目、こちらは新築工事といたしております。

工事用車両の走行に伴う騒音・振動につきましては、工事を実施する平日を対象時点とし、工事用車両の走行台数が最大となると予想される工事着工後21カ月目といたしております。

予測地域及び予測地点でございます。予測地点の高さは、騒音については地上1.2mとしまして、振動につきましては地盤面としております。

建設機械の稼働に伴う騒音・振動でございますが、その予測地域は、騒音は工事区域敷地境界から200m程度の範囲、計画地を中心とした600m四方の範囲で、振動につきましては工事区域敷地境界から100m程度の範囲、計画地を中心とした400m四方の範囲といたしております。

工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測地点につきましては、69ページをお開きください。こちらは大気汚染のところなのですが、こちらに車両の走行に伴う影響予測地点（工事の施行中）を示してございます。紺色といいますか、青色系の矢印につきましては、工事用車両の主要走行ルートの中の往路、工事現場に向かってくる車両の動線でございます。赤い線は、工事用車両の主要走行ルートの中の復路ということで、工事現場から出ていく走行ルートでございます。地図上の黒い棒線がございますけれども、こちらは工事の施行中の予測地点のa～gとしてございます。騒音・振動ともに、道路端の両側から100mの範囲を予測範囲としてございます。予測結果につきましては、評価とあわせて説明させていただきます。

また飛びまして、142ページをお開きください。こちらは環境保全のための措置でございます。予測に反映した措置につきましては、建設工事には可能な限り低騒音型の建設機械を使用するなど、騒音の低減に努める。建設工事に当たっては油圧式破碎機等の低振動工法の採用など、振動の低減に努めるなどでございます。

予測に反映しなかった措置につきましては、作業時間及び作業手順は周辺に著しい影響を及ぼさないように事前に工事工程を十分検討する。資材の搬入、建設発生土の搬出に際しま

しては、周辺道路の通学時間帯やラッシュ時を避けるよう配慮するとともに、工事用車両が集中しないように努めるなどがございます。

143ページをご覧ください。評価でございます。

建設作業の騒音につきまして、評価の指標は、環境確保条例に基づく「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」を指標として用いまして、環境保全のための措置等を勘案して、予測結果と比較検討しております。

建設作業の振動につきましては、環境確保条例に基づく「指定建設作業に適用する振動の勧告基準」を評価の指標としまして、環境保全のための措置等を勘案して、予測結果と比較しております。

道路交通の騒音につきましては、環境基本法に基づく「騒音に関する環境基準」を評価の指標とし、環境保全のための措置等を勘案して、予測結果と比較検討しております。

道路交通の振動につきましては、環境確保条例に基づく「日常生活等に適用する規制基準」を評価の指標とし、環境保全のための措置等を勘案して、予測結果と比較検討いたしております。

144ページをご覧ください。評価の結果でございます。

まず、建設機械の稼働に伴う騒音・振動のうち、騒音の予測と評価でございます。評価の指標は、先ほど述べたとおり、環境確保条例に基づく「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」としてございます。建設機械の稼働に伴う騒音レベルにつきましては、下の表7.2-19に示すとおり、各工事とも79dBであり、「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」の80dBを下回ってございます。工事の実施に当たりましては、建設機械が1か所で集中稼働することがないようにするなど、環境保全のための措置を実施することによりまして、建設機械の稼働による騒音の低減に努めるとしてございます。

136ページをお開きください。今、御説明した建設機械の稼働に伴う騒音レベルの予測結果の図でございます。こちらが解体工事のもので、地図上の計画地の工事区域との境、北側のほうに黒丸がございまして、ここが最大値、79dBが出現しているところでございます。

137ページをご覧ください。こちらは建設機械の稼働に伴う騒音レベル予測結果の新築工事でございます。こちらにつきましては、工事区域西側、外堀通り沿いに黒丸がございまして、こちらが最大値、79dBが出現しているところでございます。

144ページにお戻りください。今度は振動の予測と評価でございます。

評価の指標は、環境確保条例に基づく「指定建設作業に適用する振動の勧告基準」として

ございます。建設機械の稼働に伴う振動レベル (L_{10}) は、下の表7.2-20に示すとおり、61dB～62dBであり、「指定建設作業に適用する振動の勧告基準」の70dBを下回っている状況でございます。工事の実施に当たりましては、建設機械が1か所で集中稼働することがないようにするなど、環境保全のための措置を実施することによりまして、建設機械の稼働による振動の低減に努めるとしてございます。

こちら138ページをお開きいただければと思います。138ページの図につきましては、建設機械の稼働に伴う振動レベル予測結果の解体工事中でございます。こちらの工事区域の東側の敷地境界、柳通り側に黒丸が付きまして、そこが最大値、61dBが出現しているところでございます。

139ページの図につきましては、振動レベルの予測結果の新築工事中のものでございます。こちらにつきましても、工事区域の東側、柳通りのほうに黒丸がありまして、最大値、62dBが出現したところでございます。

145ページにお戻りいただければと思います。145ページにつきましては、工事用車両の走行に伴う騒音・振動のうち、騒音の予測と評価でございます。評価の指標は、環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」としてございます。工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (L_{Aeq}) は、下の表7.2-21に示すとおり、63.3dB～67.7dBでございまして、全ての地点において騒音に係る環境基準、70dB以下または65dB以下を下回っており、工事用車両の走行による増加騒音レベルは、全ての地点で1dB未満であるとなっております。

以上のことから工事用車両の走行による騒音の影響は軽微であると考えてございます。

146ページをご覧ください。振動の予測と評価でございます。評価の指標は、環境確保条例に基づく「日常生活等に適用する規制基準」としてございます。工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル (L_{10}) は、下の表7.2-22に示すとおり、昼間は36.7dB～42.1dB、夜間は33.3dB～37.8dBでございまして、全ての地点で「日常生活等に適用する規制基準」、昼間は65dB、夜間は60dBを下回ってございます。

以上のことから工事用車両の走行による振動の影響は軽微であると考えてございます。

本日の資料の1ページをお開きください。資料1-1、騒音・振動の審議資料でございます。中段より下をご覧ください。都民の主な意見と関係区長の意見につきましては、別紙1のとおりでございます。

2ページをご覧ください。まず、都民の主な意見でございます。都民からの意見書につきましては、本事業全体で1件提出されております。都民の意見ですが、現在、東京一極集中によ

り、都内では既に交通渋滞が慢性化しており、どこかで小さな事故が起きただけでも広範囲で大渋滞に陥るなど、交通インフラの能力をはるかに超えた状態にあります。再開発により東京一極集中がさらに進み、交通量が増加すれば、都内の広い範囲で、交通渋滞・大気汚染・騒音などの問題がさらに深刻化することが想定されますというものでございます。

こちらの意見に対しまして、事業者は、道路管理者及び交通管理者などの関係機関と協議を行い、適切な交通処理計画を検討していくと、見解書で述べてございます。

次に、関係区長の意見ですが、中央区長と千代田区長から意見が出ております。

中央区長からは、工事の施工中、建設機械の稼働に伴う騒音・振動、工事用車両の走行に伴う騒音・振動については、環境基準値等を下回っているが、計画地周辺では同時期に他の開発事業と輻輳することから、これらのさらなる低減に努めることです。

千代田区長からは、工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策をとること。また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞及び沿道への騒音の防止に努められたいということでございます。

関係区長からの意見に対しまして、事業者は、評価書案に記述した環境保全のための措置について確実に実施し、騒音の低減に努めると見解書で述べてございます。

これらの意見等を踏まえまして、項目担当の町田委員に御検討いただいた意見は、3ページになります。読み上げさせていただきます。意見「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測において、本事業による増加分はわずかであるとしているが、計画地に近接して、同時期に複数の開発事業による工事が計画されており、工事用車両が集中することによる騒音・振動の影響が懸念されていることから、周辺開発事業者と調整を図るなどの環境保全のための措置を徹底すること」でございます。

意見の取り扱いについての事務局案は、指摘の趣旨を答申案に入れることとしてございます。

こちらの意見につきましては、お手元の評価書案、9ページをお開きください。こちらの図を見ていただきますと、中央に柳通りと書いてあるところの左横のところが今回の案件のエリアになります。そのエリアのすぐそばで①、②と書いているところがあるかと思えます。①が八重洲一丁目東地区計画、②が八重洲二丁目北地区計画となっております。こちらの事業の工事期間でございますけれども、①が平成31年度から35年度、②につきましては平成29年度、今年度から33年度まで、本事業が平成31年度から35年度と、それぞれの工事の期間

が重なっている時期がございます。工事実施に当たっては、こちらの周辺開発事業者と調整を図っていただくとともに、環境保全の措置を徹底して、騒音・振動の低減に努めるように意見をしますものがございます。

騒音・振動の説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

騒音・振動につきましては、私が担当いたしましたので若干補足をさせていただきます。

事務局から御説明がございましたように、八重洲の駅前に位置する事業でございます、本案件は中地区、隣接して北地区、東地区ということで3つの事業が並行して行われるわけがございます。意見にも述べさせていただきましたけれども、工事期間がほぼ同時期に行われるということで、工事車両等が集中することが懸念されるわけがございます。これについては、環境保全のための措置の予測に反映しなかった措置の最後に、工事用車両については、本事業及び周辺開発の工事状況を確認しながら必要に応じて調整するなど、交通利便性及び環境への影響の低減に努める、このように記述がございますので、よろしいかと思うのですが、ぜひ事業者間で調整を図って事業を進めていただきたいと、そのように要望するわけがございます。

以上でございます。

それでは、御出席の委員の皆様方、御意見等がございましたら、お願いいたしたいと思えます。

森川委員、どうぞ。

○森川委員 工事用車両の走行に伴うということで町田先生の御意見があるのですけれども、稼働についてはもうよろしいのでしょうか。といいますのも、136ページですか、稼働のときの騒音の一番大きい騒音が出るところは、ちょうど八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業が近接していて、隣で工事があると、もっと大きくなるのではないかという気がするのですけれども、ここは多分、そういうのを加味したわけではないと思われるのですが。

○町田部会長 ただいま御意見をいただきましたけれども、136ページの本事業では、おおざり通りのところが最大値を示す。隣接している工事の騒音レベルは複合して影響があるのではないかという御質問なのですが、事務局、お願いできますか。

○池田アセスメント担当課長 こちらにつきましては、確かに森川委員のおっしゃるとおり、規制の基準を1dB低だけということで、それなりに高い音が出るということで、町田委員とも意見の交換をしたところではございますけれども、どの案件もそうなのですが、敷地内で

最大の騒音が出ることを想定してこちらの予測をしております。こちらも満遍なく出るような形で予測をしております、実際には安全側で見ている関係もありますし、そういうところから、今後、環境保全の措置を徹底することによって下げていくと事業者が述べているので、今回、隣の工事との輻輳は考えられるとは思いますが、意見にはしていないところでございます。

○町田部会長 よろしいですか。

○森川委員 はい。走行というのが御意見にあるので、稼働も同列ではないのかなと、ちょっと思っただけです。

○町田部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

では、特にほかには御意見がないようでございますので、騒音・振動につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。ありがとうございます。

次に、電波障害について、事務局から御説明をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、緑色の評価書案の167ページをお開きください。電波障害でございます。

現況調査の調査事項でございますが、テレビ電波の受信状況等、4項目でございます。

169ページをご覧ください。こちらの図が、テレビ電波の受信状況の現地調査地点でございます。こちらの図面の右上に計画地がございますが、その北東側から電波が到来しまして、赤い丸印の方向に影響が出るのではないかとということで、路上調査地点を14か所設けてございます。

170ページは調査結果でございます。テレビ電波の受信状況でございますけれども、調査地点における各放送局の画像評価は、表7.4-4に示すとおり、全て○（正常に受信）でございます。品質評価のほうは、表7.4-5に示すとおり、全ての地点でA（きわめて良好）からC（おおむね良好）の範囲でありまして、D（不良）、E（受信不能）は確認されておりませんでした。

それでは、電波を離れまして日影のところに飛びますけれども、151ページをお開きください。こちらの図につきましては、計画地周辺の日影に特に配慮すべき施設、高層建築物及び地盤高でございます。この日影の図面を使わせていただきまして、電波障害に影響のある高層建築物などを御紹介したいと思います。

計画地周辺における主な高層建築物、最高高さ約100m以上の分布状況でございますけれども、計画地近傍において考慮すべき主な高層建物としましては、地点21、ちょうど東京駅の

すぐそばのところですが、グラントウキョウサウスタワー。地点23、計画地のすぐ右側、柳通りと書いているところですが、京橋エドグラン等の超高層建物が多く存在している状況でございます。

173ページにお戻りいただければと思います。予測でございます。

予測事項は、建物等の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害の範囲としております。

175ページをご覧ください。予測結果でございます。計画建物によるテレビ電波受信障害が予測される範囲は、地上デジタル放送につきましては、表7.4-8と図7.4-3に示してございます。衛星放送につきましては、表7.4-9と図7.4-4に示すとおりでございます。

176ページと177ページをご覧ください。176ページのほうが電波障害の予測範囲の地上デジタル放送のものでございます。右側の177ページが、電波障害予測範囲の衛星放送のものでございます。

176ページを御説明さしあげます。まず、遮へい障害でございますけれども、地上デジタル放送につきましては、こちらの図にあるように、オレンジ色の線になりますけれども、敷地境界から南西方向に最大距離約55m、最大幅約125mの地域と予測してございます。

177ページをご覧ください。衛星放送につきましては、黒い実線になりますけれども、敷地境界から北北東方向に最大距離約295mの地域を予測してございます。地上デジタル放送の反射障害につきましては、計画建物の高層部によりまして反射しますけれども、デジタル放送の伝送方式の持つ特性などから、障害は予測されないとしてございます。

178ページをお開きください。環境保全のための措置でございます。

工事の施行中の予測に反映しなかった措置でございますが、工事の施行中に高所に設置されるタワークレーンについては、未使用時には電波到来方向を考慮し、障害の起こりにくい方向にブームを配置するなどでございます。

工事の完了後の予測に反映しなかった措置でございます。計画建物に起因して新たな電波障害が生じることが明らかになった場合には、速やかにCATVや光ケーブルの活用等適切な障害対策を講じるなどでございます。

続きまして、評価でございます。計画建物の建設によりまして、テレビ電波の受信障害を起こさないことを評価の指標としてございます。

評価の結果ですが、計画建物により、計画地の南西方向の一部の地域において地上デジタル放送への遮へい障害、計画地の北北東から北東の方向の一部において衛星放送の遮へい障

害が生じると考えておりますが、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」に基づきまして、CATVや光ケーブルの活用等適切な障害対策を講じるとしてございます。また、電波障害の発生が予想される地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じる計画でございます。

以上のことから、計画建物に起因するテレビ電波の受信障害については、適切な障害対策を講じることにより影響は解消されると評価してございます。

それでは、本日の資料の4ページをお開きください。資料1-2、電波障害の審議資料でございます。

中段より下を見ていただきまして、都民の意見はございませんでした。

関係区長の意見につきましては、別紙のとおりということで、5ページをご覧ください。関係区長の意見につきましては、中央区長と千代田区長からいただいております。

中央区長につきましては、工事の施工中だけではなく、工事終了後にも本開発事業が原因と認められる電波障害について、対策に努めること。工事車両、電波障害、風環境、景観その他環境影響についての苦情、問い合わせや相談に対して受付窓口を一本化し、苦情等に対して速やかに対応すること。

千代田区長につきましては、評価書案のとおり対応されたいとなっております。

こちらの意見につきましては、環境保全の措置を確実に実施するとともに、相談窓口を設けて苦情等に対して速やかに対応できる体制を整備すると、事業者は見解書で述べているところでございます。

これらを踏まえまして、項目担当の小林委員に御検討いただきました結果、意見はございませんでした。

電波障害は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、御担当の小林委員、何か補足することがございましたら、お願いいたします。

○小林委員 事務局からの説明を聞きまして検討しましたがけれども、特段の問題はないと考えられますので、特に意見はないということにさせていただきました。

障害が生じた場合には適切な措置を講じるということはちゃんと計画されておりますので、その面からも、おそらく大丈夫だろうと思います。

以上でございます。

○町田部会長 御検討ありがとうございました。

それでは、御出席の委員の皆様方から御意見等がございましたら、お願いいたしたいと思
います。よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、電波障害につきましては、意見なし
といたします。

引き続き、史跡・文化財について、事務局から説明をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、また緑色の評価書案の231ページをご覧ください。
史跡・文化財でございます。

調査事項につきましては、文化財等の状況など、3項目でございます。

234ページをお開きください。こちらの図につきましては、指定・登録文化財及び埋蔵文化
財包蔵地でございます。計画地及びその周辺における指定・登録文化財の状況につきま
しては、こちらの図に示すとおりでございますけれども、図面の中央あたりに緑色の丸がつ
いているかと思いますが、こちらが計画地周辺の中央区の指定している登録文化財とし
まして、記号Dの明治屋京橋ビルがございます。

次に、埋蔵文化財の包蔵地の状況でございます。計画地及びその周辺の埋蔵文化財包蔵
地の状況は、図の中にあるように、オレンジ色に塗っているところでございます。計画地
内には、文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地である八重洲二丁目遺跡、番
号で言いますと2番、ちょうど計画地内の柳通りという文字が書いてある下にござい
ますが、こちらが含まれている状況でございます。

そのほか計画地周辺には、東側に隣接する再開発地区に京橋二丁目遺跡と、南側、
中央区No.8遺跡が存在してございます。

236ページをお開きください。予測でございます。

予測事項は、工事の施行中の埋蔵文化財包蔵地の改変の程度でございます。

ページの下の方の予測結果にお進みください。工事の施行中の埋蔵文化財包蔵地の改
変の程度でございますが、工事開始前には「文化財保護法」に基づきまして、埋蔵文
化財発掘届を東京都教育委員会に提出します。そして、東京都教育委員会から保
護上必要な指示があった場合には、工事等の計画を進めるに当たって、中央区
文化財保護条例の趣旨を尊重しまして、遺跡の取り扱いにつきまして中央区教育
委員会と事前に十分な協議を行い、適切な対応を図ってまいります。

なお、工事の施行中に新たな埋蔵文化財等が確認された場合には、工事を中断し、「文化

財保護法」に基づき、適正に対処することから、本事業の実施が埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響はないものと予測してございます。

237ページをご覧ください。環境保全のための措置でございます。

予測に反映した措置でございますけれども、計画地近傍にある文化財に影響が及ばないよう仮囲いを設置するなどございます。

238ページをご覧ください。評価でございます。

埋蔵文化財包蔵地の改変の程度でございますけれども、評価の指標は、「文化財保護法」、「東京都文化財保護条例」に定める発掘等に関する規定に従い、文化財等の保存及び管理に支障が生じないことといたしております。

次に、評価の結果でございます。

埋蔵文化財包蔵地の改変の程度でございますが、まず、工事開始前には「文化財保護法」に基づきまして、埋蔵文化財発掘届を東京都教育委員会に提出しまして、教育委員会から保護上必要な指示があった場合には、工事等の計画を進めるに当たりましては、地元中央区の文化財保護条例の趣旨を尊重しまして、遺跡の取り扱いについて中央区教育委員会と事前に十分な協議を行って、適切な対応を図ってまいります。

工事の施行中に新たな埋蔵文化財等が確認された場合には、工事を中断し、「文化財保護法」に基づき、適切な対応を図るとしてございます。

したがって、本事業の実施によりまして、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理に支障は生じないものと考えられ、影響は軽微であると考えてございます。

それでは、本日の資料、6ページをご覧ください。最後のページになります。資料1-3、史跡・文化財の審議資料でございます。

中段より下をご覧ください。都民の意見と関係区長の意見は、ともにございませんでした。

これらを踏まえまして、項目担当の寺島委員に御検討いただきました結果、意見はございませんでした。

説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、御担当の寺島委員、何か補足することがございましたら、お願いいたします。

○寺島委員 実質的には全く問題なく、中央区の教育委員会が適切に発掘調査等をやっていただけと思うので何の心配もしていないのですけれども、毎回こういうところの遺跡でひっかかる場所がございます、この資料でも、埋蔵文化財が新たに発見された場合には対

処するということを書いてあるのです。今回の資料の資料編の184ページを見ていただいたら分かると思うのですが、本来、江戸の中心部はびっしりと武家屋敷あるいは町家、寺院が建っていたわけで、必ず遺跡というか、建物の跡等はあるのです。だから、あった場合にではなくて、必ずあったのです。

ですから、私などの感覚としては、明治以降にもし破壊されていない部分があった場合にはちゃんと調査してくださいというような言い方のほうが適切ではないかということで、大分ひっかかってはいるのですけれども、行政手続上こういう文言しか使えないということであれば、やむを得ないのかなと考えております。

実質的には何の問題もないだろうということで、以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

何か事務局からコメントはございますか。

○池田アセスメント担当課長 ちょうどこの辺の都心はみんな、寺島委員がおっしゃるように昔ながらの遺跡がもしかしたら隠れていて、開発が進んでいなければ出る可能性もございます。今後、寺島委員の今の御意見につきましては、反映できるところは反映できるような形で検討していきたいと思っております。

○町田部会長 それでは、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、お願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか

奥委員、どうぞ。

○奥委員 評価書案の238ページの評価の(2)①アの第1段落目ですけれども、工事開始前にまず埋蔵文化財発掘届を東京都教育委員会に提出して、東京都教育委員会から保護上必要な指示があった場合には、遺構の取り扱いについては中央区教育委員会と事前に十分な協議を行うと書いてあるのですが、これは東京都教育委員会から指示がない場合には、中央区教育委員会とは事前の協議が行われないような文章に読めるのですけれども、ここは実際にはどうなのでしょう。指示があろうがなかろうが、中央区の地元の教育委員会とは密に連絡をとっていただくということが、先ほどの寺島委員の御発言からも重要なのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局、お願いします。

○池田アセスメント担当課長 法律とか条令に基づいて、手続的にはこういう形で進めさせていただくのですけれども、実際には事業者と中央区については連絡を密にして、寺島委員

御指摘のように町家があったところなので、そこは事前から調整を図ってやっております。書きぶりが奥委員の指摘のような感じになっておりますけれども、実際には中央区ときちんと調整をさせていただいておりますので、大丈夫だと思います。

○町田部会長 寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 今おっしゃったこと、その文言からいうともっともな話なのですが、やはりこれはそのような建前になっていると。実際には、現地では多分、中央区の教育委員会がしっかりとやっていただけると通常思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○町田部会長 ほかに御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

特にほかには御意見ないようでございますので、史跡・文化財につきましては、意見なしといたします。ただ、いろいろと意見が出ましたので、事業者のほうにはよろしくお伝えいただければと思ひます。

今日の次第にありますように、八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業に関しては以上でございますが、その他、何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日予定しました審議は全て終了いたしました。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

特にないようですので、これで第一部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場していただければと思ひます。

(傍聴人退場)

(午後4時21分閉会)